

令和7年8月26日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、IHI運搬機械株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 征矢（そや） （内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 能登谷（のとや） （内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
日精株式会社	国土交通大臣許可 （般特-2）第005189号	川畑 淳一	東京都 港区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

全国における機械器具設置工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注1）「機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

（2）期間

令和7年9月10日から令和7年10月9日までの30日間

3. 処分理由

日精株式会社は他の事業者と共同して、建設業者が発注する、特定地下式PS設置工事について、供給価格の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。この行為は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商 号	許可番号	代表者	所在地
	住友重機械搬送システム株式会社	国土交通大臣許可 （特-4）第014414号	斎藤 信也	東京都 品川区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

全国における機械器具設置工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注1）「機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

（2）期間

令和7年9月10日から令和7年10月9日までの30日間

3. 処分理由

住友重機械搬送システム株式会社は他の事業者と共同して、建設業者が発注する、特定地下式PS設置工事について、供給価格の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。この行為は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
I H I 運搬機械株式会社	国土交通大臣許可 （般特-3）第011671号	赤松 真生	東京都 中央区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

全国における機械器具設置工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注1）「機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

（2）期間

令和7年9月10日から令和7年10月9日までの30日間

3. 処分理由

I H I 運搬機械株式会社は他の事業者と共同して、建設業者が発注する、特定地下式P S設置工事及び特定エレベーター方式P S設置工事について、供給価格の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定地下式P S設置工事及び特定エレベーター方式P S設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。この行為は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとされたが、公正取引委員会に自らその違反内容を報告したことから課徴金減免制度が適用され、令和7年3月24日に公正取引委員会から同法第7条の4第7項に基づく通知を受けた。

このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。